

# 朝日町農業委員会議事録

1 開催日時 令和6年3月5日（火）午後3時00分～午後4時36分

2 開催場所 朝日町役場 2階 第1会議室

3 本委員会に出席した委員（13名）

農業委員		
1番	住吉	一久
2番	山岡	知博
3番	弓野	良子
4番	青木	清美
5番	水島	英樹
6番	大濱	秀弥
8番	荒尾	和彦
9番	高嶋	香織
10番	清水	智也
11番	中野	義博
12番	清水	正雄
13番	大森	雅昭
14番	石原	孝之

4 本委員会に欠席した委員（1名）

農業委員		
7番	折谷	秀幸

5 説明者 農業委員会 事務局長 竹谷 俊範  
事務局長代理 平坂 昌美  
事務局員 山崎 康治

6 本委員会に付議された議案等の件名

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件
- (2) 議案第2号 農用地利用集積計画の決定の件
- (3) 議案第3号 農用地利用配分計画の決定の件
- (4) その他

7 会議の内容

事務局 本日は、お忙しい中ご出席を賜りありがとうございます。  
ただ今から、3月の農業委員会定例会を開会いたします。  
それでは、はじめに、荒尾会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 (あいさつ)

会 長 それでは、これより、3月の農業委員会会議を開催いたします。  
はじめに、会議録署名委員の指名を行います。  
会議規則第19条第2項の規定により14番 石原 孝之 委員、3番 弓野 良子  
委員を指名します。  
それでは、これより、議案に移ります。

会 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件」を上程いたします。  
事務局より説明願います。

事 務 局 皆様、お疲れ様です。  
どうぞよろしくお願いいいたします。  
それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件」について、ご説  
明いたします。  
議案書は、1ページをご覧ください。  
議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件」、次のとおり農地法第3条  
の規定による許可申請があったので、意見を求めます。  
令和6年3月5日提出 朝日町農業委員会 会長 荒尾和彦

今回の申請の概要ですが、許可申請件数は2件で、申請面積は2,462.00㎡  
です。

続いて、各申請についてご説明いたします。

1番 譲受人は朝日町殿町〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇さんです。

1番 譲渡人は富山市富岡町〇〇〇番地、〇〇 〇〇さんです。

申請農地は朝日町殿町初田〇〇〇番〇、地目は田、1筆、合計58.00㎡です。

権利の設定としては、「譲受人の要望による」となります。

弓野良子委員、中野義博委員より、意見書をいただいております。

2ページをご覧ください。

申請地は、山崎地区、殿町地内、譲受人の自宅の隣接地に位置しております。

次に、許可基準についてですが、全部効率利用要件としては、申請地については、  
住宅を賃貸したときから、畑として譲渡人より譲受人が借受け、耕作しており、今後  
も適正に管理・耕作されるものと思われれます。

農作業従事要件については、議案書に記載のとおり、農業従事者がおります。

地域調和要件については、自宅隣接地の畑であることから、特段、周辺の農地等の  
農業上の利用や確保に影響は及ぼさないものと思われれます。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満  
たしているものと思います。

議案書は、1ページをご覧ください。

2番 譲受人は朝日町大家庄〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇さんです。

2番 譲渡人は富山市秋吉〇〇〇番地〇、〇〇〇 〇〇さんです。

申請農地は朝日町大家庄〇〇〇番、地目は田、1筆、合計2,404.00㎡です。

権利の設定としては、「譲渡人の要望による」となります。

住吉一久委員、弓野良子委員より、意見書をいただいております。

2 ページをご覧ください。

申請地は、大家庄地区、井ノ口地内、譲受人の自宅から約 170 m、車で約 1 分圏内の距離に位置しております。

次に、許可基準についてですが、全部効率利用要件としては、現在譲受人は所属する法人の組合員として同集落内で耕作しており、申請地についても譲渡人より譲受人が所属する法人が借受け、耕作しており、今後も適正に管理・耕作されるものと思われれます。

農作業従事要件については、議案書に記載のとおり、農業従事者がおります。

地域調和要件については、譲受人が所属する法人は同集落内で問題なく耕作していることから、周辺の農地等の農業上の利用や確保に影響は及ぼさないものと思われれます。

以上のことから、農地法第 3 条 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと思います。

議案第 1 号は以上でございます。

よろしく願いいたします。

会 長 議案第 1 号の 1 番の議案につきまして、審議したいと思います。  
弓野良子委員と中野義博委員から意見書をいただいておりますので、中野義博委員から意見をお願いいたします。

中野委員 申請地については、譲受人の自宅及び宅地に隣接しているため、申請地のみ切り離れた場合、後々耕作放棄地となることが懸念されるため、許可が適当であると考えます。

会 長 続きまして、弓野良子委員いかがでしょうか。

弓野委員 譲受人については、〇〇〇〇〇〇〇〇として農業を中心に活動を行い、任期終了後に、申請地の隣接地に定住されました。  
許可要件については、事務局から説明のあったとおりであり、問題ないものと思われれます。

会 長 議案第 1 号の 1 番の議案につきまして、皆様の方からご意見及びご異議はありますか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、議案第 1 号の 1 番の議案につきまして申請どおり許可いたします。

会 長 議案第 1 号の 2 番の議案につきまして、審議したいと思います。  
住吉一久委員と弓野良子委員から意見書をいただいておりますので、住吉一久委員から意見をお願いいたします。

住吉委員 譲渡人は、富山市に居住しておられ、土地を整理したいという思いから、譲受人に相談したところ、この度、合意を得たものであります。

申請地については、譲渡人と譲受人との仲間田となっており、以前より、譲渡人から当該農地を借受けていた〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の組合員である譲受人が管理を行っておられることから、問題ないものと思われます。

会 長 続きます、弓野良子委員いかがでしょうか。

弓野委員 事務局から説明のあったとおりであり、問題はないものと思われます。

会 長 議案第1号の2番の議案につきまして、皆様の方からご意見及びご異議はありますか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、議案第1号の2番の議案につきまして申請どおり許可いたします。

会 長 次に、議案第2号「農用地利用集積計画の決定の件」と議案第3号「農用地利用配分計画の決定の件」につきまして、関連がありますので、合わせて上程いたします。  
事務局より説明願います。

事務局 それでは、3ページをご覧ください。  
議案第2号「農用地利用集積計画の決定の件」、次のとおり、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、朝日町の定める農用地利用集積計画案の提出がありましたので、その決定につき意見を求めます。

続いて、16ページをご覧ください。

議案第3号「農用地利用配分計画の決定の件」、次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、朝日町の定める農用地利用配分計画案の提出がありましたので、その決定につき意見を求めます。

今回の集積計画は、農地中間管理事業にかかるものとそれ以外という2部構成となっております。

それでは、議案の説明に移りたいと思います。

初めに、農地中間管理事業以外の集積計画についてご説明いたします。

5ページをご覧ください。

今回の概要といたしましては、申請件数は4件となり、

田：10筆：13,772.00㎡、畑：0筆：0.00㎡となります。

続きます、6ページをご覧ください。

農地中間管理事業以外についての利用権設定状況の内訳です。

3年以上6年未満の借り手及び貸し手が、2件、1,076.00㎡、全てが再設定を含む申請となっております。

10年以上の借り手及び貸し手が、2件、12,696.00㎡、全てが再設定を含む申請となっております。

続いて、ページ右手の地区別利用権設定状況をご覧ください。

借り手、貸し手 計各4件、13,772.00㎡、相対契約であります。

町外の借り手は、0件、0.00㎡、町外の貸し手は、1件、276.00㎡となり、残りの町内各地区分は、表のとおりとなっております。

続けて、農地中間管理事業にかかる集積計画についてご説明いたします。

14ページをご覧ください。

今回の概要といたしましては、申請件数は98件となり、

田：224筆：300,539.51㎡、畑：2筆：128.00㎡となります。

次に、15ページをご覧ください。

こちらは、農地中間管理事業にかかる集積計画の利用権設定状況の内訳です。

3年以上6年未満の借り手及び貸し手が、1件、173.00㎡、再設定となっております。

6年以上10年未満の借り手及び貸し手が、2件、5,472.00㎡、全てが新規設定となっております。

10年以上の借り手及び貸し手が、95件、295,022.51㎡、うち再設定を含む申請は、82件、226,645.21㎡となっております。

続いて、ページ右手の地区別利用権設定状況をご覧ください。

借り手、貸し手 計各98件、300,667.51㎡のうち、借り手は全て公社となっております。

町外の貸し手は、17件、37,334.00㎡となり、残りの町内各地区分は、表のとおりとなっております。

続けて配分計画についてですが、26ページをご覧ください。

今回の概要といたしまして、申請件数は126件となり、

田：263筆：380,895.51㎡、畑：2筆：128.00㎡となっております。

次に、27ページをご覧ください。

こちらは、農地中間管理事業にかかる配分計画の利用権設定状況の内訳となります。

3年未満の借り手及び貸し手が、11件、27,553.00㎡、全てが再設定を含む申請となっております。

3年以上6年未満の借り手及び貸し手が、10件、18,076.00㎡、全てが再設定を含む申請となっております。

6年以上及び10年未満の借り手及び貸し手が、10件、40,372.㎡、うち再設定を含む申請が、8件、34,900.00㎡となっております。

10年以上の借り手及び貸し手が、95件、295,022.51㎡、うち再設定を含む申請が、82件、226,645.21㎡となっております。

続いて、ページ右手の地区別利用権設定状況をご覧ください。

借り手、貸し手 計 各126件、381,023.51㎡のうち、貸し手は全て公社となっております。

町外の借り手は、5件、24,031.00㎡となり、残りの町内各地区分は、表のとおりとなっております。

なお、今回の申請の中には、耕作者変更に係る申請として再配分が28件含まれております。

議案第2号及び第3号については、以上でございます。

よろしく願いいたします。

会長 　ただ今、説明のありました議案第2号及び議案第3号の議案につきまして、審議したいと思います。

　議案第2号及び議案第3号において、当事者である〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員及び〇〇〇〇委員がおられますので、案件を分けて審議を行います。

　まずは、8ページの議案第2号65番及び25ページの議案第3号再配分31番について審議したいと思います。

　当事者である〇〇〇〇委員は、しばらく退室となります。

（〇〇委員 退席）

会長 　それでは、議事を進めさせていただきます。

　8ページの議案第2号65番及び25ページの議案第3号再配分31番について、ご意見及びご異議はありませんか。

（全員「異議なし」の発言有り）

会長 　異議なしとのことですので、ただ今の案件につきましては、申請どおり決定いたします。

　それでは、〇〇〇〇委員の退室を解きます。

（〇〇委員 着席）

会長 　次に、18ページの議案第3号65番及び24ページの再配分12番から再配分15番までについて審議したいと思います。

　当事者である〇〇〇〇委員は、しばらく退室となります。

（〇〇委員 退席）

会長 　それでは、議事を進めさせていただきます。

　18ページの議案第3号65番及び24ページの再配分12番から再配分15番までについて、ご意見及びご異議はありませんか。

（全員「異議なし」の発言有り）

会長 　異議なしとのことですので、ただ今の案件につきましては、申請どおり決定いたします。

　それでは、〇〇〇〇委員の退室を解きます。

（〇〇委員 着席）

会長 　次に、19ページの議案第3号68番から70番まで及び25ページの再配分17



会 長 予定しました議案等につきましては、以上で終了いたしました。  
続いて、その他に移ります。  
事務局から何かありませんか。

事 務 局 次回開催日について…4月5日（金）16：30～

会 長 そのほか意見はありますか。

（意見なし）

会 長 それでは、特に意見もないようですので、以上を持ちまして3月の農業委員会定例会を閉会いたします。  
みなさま、お疲れ様でした。

・午後4時36分に閉会する。

この会議録は、内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

令和6年 月 日

朝日町農業委員会議長 荒尾 和彦

会議録署名委員

会議録署名委員